

平成28年白老町議会全員協議会会議録

平成28年 3月11日（金曜日）

開 会 午後 4時26分

閉 会 午後 4時34分

○議事日程

1. 白老町税条例の一部改正について
 2. 白老町国民健康保険税条例の一部改正について
-

○会議に付した事件

1. 白老町税条例の一部改正について
 2. 白老町国民健康保険税条例の一部改正について
-

○出席議員（14名）

1番 山田和子君	2番 小西秀延君
3番 吉谷一孝君	4番 広地紀彰君
5番 吉田和子君	6番 氏家裕治君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 及川保君	10番 本間広朗君
11番 西田祐子君	12番 松田謙吾君
13番 前田博之君	14番 山本浩平君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

税務課長	南光男君
町民課長	畑田正明君
町民課主査	斎藤大輔君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主査	増田宏仁君

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） それでは、ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午後 4時26分）

○議長（山本浩平君） 本日の全員協議会の案件は、白老町税条例の一部改正について、白老町国民健康保険税条例の一部改正についての2件であります。いずれも専決処分により条例改正を行う予定であり、事前に議会に説明をするものであります。

それでは、まず初めに白老町税条例の一部改正について、担当課からの説明を求めます。

南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 議会終了後のお疲れのところお時間いただきご説明させていただきますと思います。

白老町税条例の一部改正なのですが、「平成28年度税制改正の大綱」が平成27年12月24日に閣議決定され、地方税制に関し地方税法等の一部改正が本年度末に公布される見込みであり、4月1日施工の適用期間等の延長による改正について、専決処分により白老町税条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては、平成27年度に実施した軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の現行措置を1年間延長するものでございます。延長内容につきましては、平成28年4月1日から29年3月31日までの間に新規登録を受けた3輪以上の軽自動車は、平成29年度分の軽自動車税に限り軽課税率を適用するものでございます。軽自動車区分ごとの軽課に伴う税率は、平成27年度と同様の内容となっております。内容は記載のとおりでございます。

次に、影響額等でございます。軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の1年延長に伴う影響額でございます。平成27年度に新規登録された軽自動車の割合で試算したものでございます。27年度の新規登録台数は190台で、1年延長の措置が講じられなかった場合は189万9,000円となります。軽課適用の138台の内訳は、75%軽減は0台、50%軽減は50台、25%軽減は88台となっております。各軽減台数に区分ごとの税率により96万2,000円となりますので、影響額といたしましては93万7,000円の減収となるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま説明がございましたが何か特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。これをもって白老町税条例の一部改正についての説明を終了いたします。

続きまして、国民健康保険税条例の一部改正について、担当課からの説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 本会議でお疲れのところ全員協議会を開催していただきありがとうございます。それでは、これから国民健康保険税条例の一部改正の概要をご説明いたします。

国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明をさせていただきます。「平成28年度税制改正の大綱」に課税限度額の引上げと低所得者に対する保険税軽減措置の拡充が盛り込まれております。本日の説明内容は、従前より専決処分させていただいている国民健康保険税限度額の引上げについてでございます。地方税法の一部改正とともに、国民健康保険税の課税限度額などを規定する地方税法施行令の一部を改正する政令が今月末に公布され、4月1日施行とする予定でございます。国民健康保険税の課税限度額引上げの改正趣旨といたしましては、所得水準の低迷などにより国民健康保険税調定額が減少傾向にあることから、必要な税収入の確保、負担能力に応じた保険税の負担により格差の是正を図るために課税限度額を引上げるものでございます。保険税の賦課期日は4月1日と定められておりますので、課税限度額を85万円から89万円に改正することで、専決処分をさせていただくものでございます。課税限度額の引上げ内容について具体的に担当から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） それでは、斉藤主査をお願いします。

○町民課主査（斉藤大輔君） 町民課斉藤です。よろしくお願いいたします。私からは、限度額引上げの内容について説明させていただきます。お配りしました資料の1ページ目の2番改正内容であります。こちらの表になりますが、国民健康保険税につきましては、基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分、介護納付金課税額分と3区分の合計で成り立っております。今回の改正については、基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分それぞれ2万円の増額となり、合計額が85万円から89万円に4万円引き上げるというものであります。

では、本町における影響はどれくらいかというのが、3番対象世帯・影響額であります。こちらの表になりますが、基礎課税額分対象が68世帯130万9,000円、後期高齢者支援金等課税額分対象が32世帯54万3,000円、合計で185万2,000円の国民健康保険税が調定額増として見込まれるということになっております。ただ、こちらの表は、平成27年度当初課税データから算出しておりますので、次年度においては若干変わってこようかと思っております。

続きまして、どれくらいの収入を持っている方が対象となるかというのが2ページになります。4番課税限度額引き上げに伴う、世帯人員・課税区分別課税上限到達所得一覧であります。1人世帯から4人世帯それぞれについてどれくらい給料をもらっていれば上限に達するのかわらわしたものです。ここでは2人世帯区分で説明いたしますが、2人世帯の欄、基礎課税額分については、給与収入が787万4,000円ある方、後期支援金等課税額分では1,237万2,000円ある方が初めてそこで課税上限額に達するということでもあります。したがって、この中で給与収入が1番高い後期支援金等課税額分の収入がある方につきましては、3区分全てが上限に達するということになりますので、限度額の合計額89万円に該当するという内容となっております。説明は以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいまの説明がありました。何か特にお尋ねしたいことありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） それでは、以上をもちまして、国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終了いたします。

以上をもって、本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 4時34分）